

## 指定動物の選定に係る作業方針について（骨子案）

平成 16 年 4 月に「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領」を策定したところであるが、その後の各検討員からの御指摘等を踏まえ、本選定要領に基づく具体的な種の選定作業は以下に示す考え方により実施するものとする。

## ＜基本的な考え方＞

- 選定要領に基づき指定動物の候補となりうる動物を一律に指定するのではなく、必要な情報が収集でき、優先的に保護対策を講じていくことが必要となった種から段階的に指定していくこと。
- 第一次の指定に際しては、「国立・国定公園において保全対策を緊急に講じる必要性が高い動物であって、他の施策と相まって、捕獲規制を実施することによる保護上の効果が高いと考えられるもの」を対象とすること。
- 詳細な要件は、必要に応じて分類群毎に定めることができるものとする。

## ＜詳細要件＞

上記の基本的な考え方を踏まえ、第一次指定に際しては、次の詳細要件を満たすものを選定する。

- (1) 選定対象となる分類群は、爬虫類、両生類及び昆虫類とする。
- (2) 選定要領の 2 選定要件において、「絶滅するおそれのある、または当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある動物である」ことが要件とされていることから、環境省作成の現行のレッドリスト（RL）に掲載されている種であることを前提とする。
- (3) 国立・国定公園として緊急に保全対策を講じる必要性は次の 2 つのいずれかの観点から判断するものとする。
  - ① 全国的に見ても絶滅の危機に瀕していると判断される種であって、公園の特別地域を主要な生息地としていること。
  - ② 個々の国立・国定公園において景観資源として重要な価値を有する種であること。

- (4) 捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるものであること。
- (5) 指定後、目視による生息状況の定期的なモニタリングが技術的に可能であり、かつ、実施が可能な体制が取れるもの。
- (6) 生息地の環境保全が担保されているものであること。
- (7) 指定動物の生息環境・餌資源を保全・再生する必要がある場合には、これらを保全・再生することが可能であること。
- (8) 国立・国定公園での捕獲規制を実施することにより、公園に指定されていない主要な生息地において捕獲圧が著しく高まり、当該地域における個体群の存続に支障をきたすおそれがあるものではないこと。
- (9) 上記の各要件は、必要に応じて各分類群の実状を踏まえ内容に差異を設けることを妨げない。

#### <第二次指定と指定の見直しの関係>

- 第一次指定後、第二次指定に向けて情報収集及び管理体制の整備を実施。第二次指定種の検討については、平成18年度中に策定される改訂版 RL の完成を待って実施。
- 一旦指定した動物については、永久に指定を継続するのではなく、保護の効果を見て指定の解除を実施することもありえる。この見直しのタイミングとしてはおおむね各公園の公園計画点検時とする。